

Business Regeneration and Bank(1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17769

事業再生と銀行(1)

加 藤 峰 弘

目 次

I はじめに

II 事業再生と銀行の情報生産機能

1. 不良債権問題と融資先企業の再建支援
2. 経済発展と銀行の情報生産機能
3. 「新しい金融仲介理論」と銀行の情報生産機能
4. 銀行の情報生産機能と融資先企業の再建支援

(以上、本号)

III 事業再生と金融

IV おわりに

I はじめに

2003年4月に官民の期待を一身に背負って、事業再生⁽¹⁾に従事する政府機関、産業再生機構が設立されたことに代表されるように、デフレ不況や不良債権問題に喘ぐ日本経済において現在、事業再生がにわかに関心を浴びている。その主たる理由として次の二つが考えられる。第一に、マクロ経済の見地から、総需要の拡大に寄与することである。過剰債務を抱えてはいるもののコアコンピタンス（顧客に対して他社に真似のできない自社ならではの価値を提供する企業の中核的な能力）が損なわれていない企業について、経営支援によって経営構造を刷新し、また同時に実施される金融支援によって過剰債務を解消して再建させれば、そのような企業はデット・オーバーハング⁽²⁾から解放されて十分に採算が見込める投資案件であれば実行に移すことが可能になる。したがって、再建を成し遂げた企業が数多く現れれば、必然

的に経済体系の起動力である投資が増大して総需要が拡大することになる。総需要の拡大はもちろん、経済発展や失業率の減少＝雇用確保にもつながる。とりわけ、デフレ不況に喘ぐ現下の日本経済では、事業再生にそれから脱出する一翼を担うことが期待されている。

第二に、金融システムの見地から、融資先企業の再建支援が副作用の少ない不良債権処理の方法であることである。現在、邦銀において膨大な額にまで積み上がった不良債権をいかに処理するのかが喫緊の課題となっている。いわゆる不良債権問題である。ところが、不良債権処理において現在のところ主要な方法となっている間接償却と最終処理はともに深刻な副作用を伴う。このような状況の下で、副作用の少ない新しい不良債権処理の方法として、最近にわかに注目を集めているのが融資先企業の再建支援なのである。

本稿の目的は、主として第二の理由にかかわるものであるが、金融面から事業再生について、銀行業の本質である情報生産機能において融資先企業の再建支援はどのように位置づけられるのか、事業再生を支援する現行の諸制度の下で、またさまざまな主体が事業再生を手掛ける中で、銀行は事業再生にどのように取り組まなければならないのかに焦点を合わせて考察することにある。

本稿の構成は以下の通りである。第Ⅱ章では、まず不良債権問題と関連させて銀行による融資先企業の再建支援の意義を確認する。次に、再建支援業務は銀行業の本質である情報生産機能の中で捉えられなければならないが、理論面と実際面の双方からそのことについて考察する。第Ⅲ章では、まず邦銀が具体的にどのような手法を用いて企業の金融・経営支援を行っているのかについて個別的に考察する。次に、事業再生を支援する現行の諸制度（私的整理、法的整理など）と、銀行以外で事業再生を手掛けている主体（企業再生ファンド、整理回収機構、産業再生機構など）についても若干の言及を行う。次に、以上の考察を踏まえて銀行は事業再生にどのように取り組まなければならないのかについて検討する。第Ⅳ章では、本稿の総括を行う。

なお、本稿では、銀行という場合、預金取扱金融機関を指すこととする。すなわち、銀行という用語に、普通銀行、長期信用銀行、信託銀行だけでなく、信用金庫、信用組合などの協同組織金融機関をも含めることとする。

II 事業再生と銀行の情報生産機能

1. 不良債権問題と融資先企業の再建支援

周知のように、1990年代初頭にバブル経済が崩壊し、それ以降、日本経済は長期低迷を続けている。このような状況の下で、銀行の不良債権問題は近年になって改善の兆しが見られるものの、不良債権の水準自体は依然として高い。表1を見よう。金融庁が2003年8月1日に発表した「金融再生法開示債権の状況(2003年3月期)」によると、銀行全体、すなわち預金取扱金融機関の金融再生法開示債権(不良債権)額は44.5兆円で前年同期比7.9兆円、15.1%の減少であった。与信総額に占める不良債権の割合は、8.6%から7.8%に低下した。不良債権を内訳別に見ると、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生等債権)は8.7兆円で同比1.7兆円、16.3%の減少、危険債権は16.6兆円で同比6.3兆円、27.4%の減少、要管理債権は19.2兆円で同比500億円、0.3%の増加であった。金融庁の分析によれば、破産更生等債権については景気低迷による新規発生が見られたものの、それを上回る最終処理を進めたため、同比1.7兆円、16.3%の減少となった。要管理債権については、査定の厳格化などによる影響はかなり軽減されたものの、景気低迷を受けて新規発生が見られ、また再建型の処理の進展などを受けて破産更生等債権からの上方遷移が増加したことから微増となったという。

以上のように、銀行が最終処理を進めていることを反映して不良債権比率は低下してはいるものの、不良債権の新規発生もあって水準自体は依然として高い。しかも、大手銀行と比べて地域銀行と協同組織金融機関の不良債権処理は著しく遅れている。地域銀行の不良債権額は14.7兆円で前年同期比1620億円、1.1%の減少、協同組織金融機関については9.2兆円で同比670億円、0.7%の減少にとどまった。このように、銀行、とりわけ地域銀行と協同組織金融機関にとって不良債権問題は依然として深刻なのである。また、要管理債権が同比微増となっていることは、金融・経営支援の対象となるのが主として要管理債権に属する企業であることを考え合わせれば、再建支援業務のニーズがそれだけ高いことを意味しよう。

表1 金融再生法開示債権の状況（2003年3月期）

（単位：億円）

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権			
都 市 銀 行	6	176,690	18,500	58,530	99,660	2,229,980	2,406,670
長期信用銀行	2	4,360	490	1,920	1,940	70,410	74,770
信 託 銀 行	5	25,750	3,110	7,290	15,350	366,340	392,090
都銀・長信銀・信託計 (うち主要11行)	13 (11)	206,800 (202,440)	22,100 (21,610)	67,740 (65,820)	116,960 (115,010)	2,666,730 (2,596,310)	2,873,530 (2,798,760)
地 方 銀 行	64	105,890	24,660	45,200	36,040	1,280,550	1,386,450
第二地方銀行	53	38,990	10,420	16,580	11,990	399,130	438,120
地域銀行計	118	146,600	35,370	62,390	48,840	1,725,680	1,872,290
小計（全国銀行）	131	353,390	57,470	130,130	165,790	4,392,410	4,745,810
信用保証金融機関計	541	91,680	29,550	36,070	26,050	853,530	945,270
うち信用金庫	327	74,170	23,500	30,210	20,460	672,600	746,830
うち信用組合	192	15,980	5,700	4,960	5,330	88,270	104,270
合計（破綻更生債権）	672	445,070	87,020	166,200	191,840	5,245,940	5,691,090

- 注：1. 金融再生法第6条に基づく資産査定等報告書の集計。
 2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 3. 破綻公表済の金融機関を除く。
 4. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
 5. UFJ銀行の不良債権残高については、UFJストラテジックパートナー社への分割分を加えたもの。
 6. 地域銀行計には埼玉りそな銀行を含む。

出所：金融庁ホームページ；<http://www.fsa.go.jp/>

ところで、銀行が行う不良債権処理は間接償却と最終処理から構成される。間接償却とは、貸出債権が回収不能になった場合に備え、各決算期の利益の中から融資先企業の経営状態などに応じて一定の貸倒引当金を積み立てることである⁽³⁾。最終処理とは、銀行が保有している不良債権を金融機関のバランスシート（貸借対照表）の資産から切り離し、不良債権残高を削減することである。最終処理の方法には①法的整理による貸出資産の直接償却、②バルクセル⁽⁴⁾などによる第三者への債権売却、③一定額の債権回収を断念する債権放棄⁽⁵⁾——がある。不良債権処理は従来、間接償却が主流であった。しかし、間接償却では、不良債権が資産にとどまるため、地価下落による担保価値の目減りや、融資先企業の経営悪化・破綻に見舞われるたびに追加の損失処理を繰り返さなければならない。銀行のこのような経営構造にかんがみ、政府は2001年4月の緊急経済対策で、大手銀行に対して融資先企業の経

営状態が悪化して破綻懸念先債権や破綻先債権となった不良債権について、新規発生分は3年、既存分は2年で最終処理することを求めている。地域銀行や協同組織金融機関の場合、政府から不良債権の最終処理を強制されているわけではないものの、いわゆる「市場による選別」⁽⁶⁾にさらされている点では大手銀行と同様であり、不良債権処理、それも追加の損失処理を繰り返す懸念のない最終処理を行い、財務内容を健全化することが喫緊の課題となっていることに変わりはない。

しかしながら、不良債権処理は以上のいずれの方法を採用しても、銀行のバランスシートを程度に差はあるものの毀損させる（最終処理は間接償却を済ましていることが前提であり、それにもかかわらず追加損失に見舞われることも多い）。したがって、不良債権処理は自己資本比率規制の達成を妨げない範囲に制限されているのが現状である。しかも、最終処理は通常、融資先企業に大幅な雇用削減または全従業員の解雇を課す。そして、失業の増加は個人消費や住宅投資を低下させ、景気をさらに低迷させることになる。そうなれば、不良債権も新規に発生し、結局のところ不良債権問題はいつこうに改善しないという事態を招いてしまう。そして、銀行のバランスシートをさほど毀損させず、しかもこのような「合成の誤謬」⁽⁷⁾に陥ることのない、新しい不良債権処理の方法として最近、にわかに脚光を浴びているのが融資先企業の再建支援なのである。なお、再建支援業務の内容については本章第4節で行うことにしたい。なぜなら、再建支援業務は銀行業の本質である情報生産機能の中で捉えなければならず、再建支援業務の内容を適切に示すには、情報生産機能に関する理論的、实际的考察が不可欠であるからである。

以上、本節では、まず邦銀が現在、直面している不良債権問題をデータで確認し、次に銀行による不良債権処理の方法を概観し、融資先企業の再建支援が副作用の少ない新しい不良債権処理の方法であることを確認した。本章第2節と第3節では、銀行による再建支援業務に関する議論からいったん離れて、銀行の情報生産機能について理論的考察を行うことにしたい。

2. 経済発展と銀行の情報生産機能

経済学史上、銀行の情報生産機能をもっとも強調した経済学者の一人が J.A. シュンペーターである。シュンペーター経済学では、企業者による「革新」⁽⁸⁾こそ一国の経済発展の原動力であるとされるが、彼は、全体としての銀行、つまり一国の銀行部門による信用創造を重視し、これこそが企業者が「革新」を行う際の、ひいては一国の経済発展における典型的な金融の源泉であるとみなした。すなわち、「新しい購買力を創造するための信用契約…これこそが新結合の遂行〔＝革新…筆者注〕のための典型的な金融の源泉」(Schumpeter, 1926, S.109〔邦訳, 161-162ページ])なのである。彼は同時に、個々の銀行家を、国民経済の名において革新を行う全権能を与えることのできる、いわば「交換経済の監督者」(Ebenda, S.110〔邦訳, 163ページ])であると位置づけている。このことは、革新、ひいては一国の経済発展においては銀行の情報生産機能が決定的役割を果たすということの意味している。つまり、銀行が入念に「審査」(screening)——専門技術を駆使して新規投資プロジェクト＝革新を評価・選別すること——し、融資を行うことを決定して初めて企業者は革新に着手することができ、また融資後も銀行がきめ細かく「債権管理」(monitoring)——借手の継続調査に基づく制御——を行ってこそ企業者は革新を円滑に推進することができる。また、一国の銀行部門が情報生産機能、すなわち審査と債権管理に優れていれば、革新が成功を収め、さらには経済発展が達成される可能性はその分高くなる、ということである。

シュンペーターは『景気循環論』(1939年)の中でこのような銀行の情報生産機能のうち、前者の審査活動について次のように叙述している。すなわち、銀行は融資案件、すなわち新規投資プロジェクトの内容、それが成算あるものか否かを的確に把握しなければならない。とりわけこの場合、その顧客の企業者としての資質を、面談等を通じて的確に判断することが重要である。こうした融資案件の審査は、経験以外からは習熟することのできない高度の熟練を要する業務であると同時に、知的、道徳的性質を要求する業務でもある。さらに、このような審査活動が支障なく行われるためには、銀行は「独立の因子」⁽⁹⁾でなければならない、と。また、シュンペーターは銀行の

情報生産機能のうち、後者の債権管理活動については「経済理論と企業者史」(1949年)の中で、革新を行う典型ともいえるスタートアップ企業に対して融資を行う銀行は、最低限、その企業の活動を嚴重に監督しなければならない、と述べている。

シュンペーターはまた、銀行はいったん融資を決定した企業者の新規投資プロジェクトのリスク・テイキングの機能をも担わなければならないとした。すなわち、「企業者はけっして危険の負担者ではない。…もし事が失敗すれば、損失を蒙るのは信用供与者である。なぜなら、企業者がもっているかもしれない財産が保証になるとしても、そのような財産の所有は多少の役には立つけれども、なんら本質的なものではないからである。しかし企業者が以前の企業者利潤から自己金融をするか、あるいは彼が彼の『静態的』経営の生産手段を用いるとしても、危険は企業者としての彼にかかるのではなく、貨幣貸与者ないし財貨所有者としての彼にかかるのである。危険を引き受けることはいかなる場合にも企業者機能の要素ではない。彼は自分の名声を危険に曝すかもしれないが、失敗の直接経済的な責任は彼にかかるのではない」(Schumpeter, 1926, S.217 [邦訳, 298ページ])と。要するに、彼は自己資金のみで新規投資プロジェクトを賄える企業者に対してさえ、その内面において企業者と銀行家の機能を区別し、リスク・テイキングが銀行にとって固有の機能であることを強調しているのである。このことは換言すると、革新において全責任を負わなければならないほど、情報生産機能は銀行にとってまさしくアイデンティティを形成する本質的機能であるということであろう。

シュンペーターはまた、企業者史の観点からも「銀行は国々によってさまざまな程度であるが、企業者活動の社会的機関として自己を確立してきた」(Schumpeter, 1949 [邦訳, 229ページ])と銀行のアイデンティティは情報生産機能に求められるとしている。

以上のことから分かるように、シュンペーター経済学においては情報生産機能を通して革新に対して信用を供与する銀行はなくてはならない存在なのである。そして、シュンペーターは銀行の情報生産機能がさほど高い水準に達していない経済では、経済発展機構が十分に働かず、しかも国と時代によっては、銀行が全般的に情報生産機能の面で低い水準に置かれていることがあ

り、こうした国や時代には「資本主義発展史を転じて、破滅史たらしめるに充分である」(Schumpeter, 1939, p.117 [邦訳, 第I巻, 171ページ])とまで述べている⁽¹⁰⁾。彼はこのように、自己の著作の随所において資本主義経済における銀行の重要性を強調している。ケインズは、貨幣供給量の決定について、それは中央銀行の裁量によって一元的に決定されるとし、実際には銀行部門による信用創造活動もそれに影響を与える重要な要因であるにもかかわらず、「貨幣量は公衆によっては決定されない」(Keynes, 1936, p.174 [邦訳, 172ページ])としてこの要因を考慮に入れなかった。つまり、ケインズ経済学では銀行部門や個々の銀行家が明示的に取り扱われていなかったのである。それに対してシュンペーターは自己の経済学体系、とくに動態経済論において銀行部門の信用創造活動と、それをつかさどる個々の銀行家の情報生産機能を最大限、重視した。ここにケインズ経済学とは対置されるシュンペーター経済学の特色の一つが見出せる。

以上のように、シュンペーターは一国の経済発展と関連させて銀行の情報生産機能の重要性を強調している。ただし、彼の議論では、経済発展の過程においてこそ銀行はその本質的機能を発揮できるとされ、ゆえに銀行の産業金融(設備投資資金の供給)面での役割についてだけ議論が展開され、商業金融(運転資金の供給)面での役割についてはほとんど言及がない。しかしながら、銀行が企業と新たに取引を始める際、通常は設備投資資金ではなく運転資金の供給が先行する。その際にも、銀行はその企業について審査を行う。そして、銀行が経常取引を行う中でその企業について経営内容を十分に把握してから設備投資資金の供給を行う。銀行の情報生産機能に焦点を当てた場合、シュンペーターの議論はこのように商業金融面で不十分な点があることは否めないものの、筆者は彼の議論をその原型を与えるものであると考える。

3. 「新しい金融仲介理論」と銀行の情報生産機能

本節では、銀行の情報生産機能の本質に関する議論が理論構成において柱の一つとなっている「新しい金融仲介理論」を手掛かりに、それを敷衍・発展させるかたちで銀行の同機能の本質について考察したい。

「新しい金融仲介理論」は、「新しい金融理論」のテーマの一つである。「新しい金融理論」は、情報の経済学の成果を取り入れて発展し、近年にわかに脚光を浴び、進歩が著しい。そして、「新しい金融仲介理論」は、「銀行をはじめとした金融仲介機関の存在意義の解明」を目的としている。まず、「新しい金融仲介理論」の概要について述べる。同理論の問題意識は、金融取引の場合には取引機会に関する情報が不完全であり（情報の不完全性）、しかも借手の将来にわたる行動を契約によって完全に制約することは困難である（契約の不完備性⁽¹¹⁾）という事実に対する積極的な解決を与えるものとして金融仲介機関の存在意義を位置づけるというものである⁽¹²⁾。

貸手にとって情報の不完全性と契約の不完備性への基本的対応は情報生産活動、すなわち審査・債権管理活動である。情報の不完全性と契約の不完備性に支配される貸出市場において金融取引を行う際、融資契約を締結する前には「逆選択」(adverse selection)が問題になる。一般的にいて、財貨・サービスや取引主体の質に不確実性、言い換えると不透明性がある市場の特性として、取引当事者の一方が情報不足に置かれるケースは少なくない。とりわけ、金融取引はこのような情報の非対称性（または情報の偏在）を常に伴う。借手（情報優位者）が自己の財務状況の健全性や新規投資プロジェクトの収益性を誇張するなど情報を操作し、有利な条件で融資を受けようとしても、貸手（情報劣位者）は情報の非対称性によってそれを十分に判別し得ないので、デフォルト（default；債務不履行）率の上昇から収益が悪化することになる。これに対して貸手が、借手がデフォルトに陥る可能性は過去の平均値に近いという判断に基づいて貸出条件を設定すると、信用リスクの低い良質な借手は他の低金利で調達しうる市場に移り、当初の市場には信用リスクの高い劣悪な借手しか残らなくなってしまう。これが金融取引における逆選択現象である。

また、融資契約を締結した後には「モラルハザード」(moral hazard；倫理の欠如)が問題になる。融資後、貸手が借手の資金使途——当初の約定通りに資金を用いているのか——、財務状況、新規投資プロジェクトの進捗状況などを十分に把握し得ない場合、借手はハイリスク、ハイリターン投資案件に資金を投じるインセンティブをもつかもかもしれない。しかも、約定金利が

上昇するにつれて、借手の期待収益は低下するが、それを相殺すべく借手はいっそうハイリスク、ハイリターンの投資案件に資金を投じるかもしれない。とりわけ、借手がデフォルトに陥った際に十分なペナルティ（貸手による担保権の行使など）が課せられない場合には、このようなモラルハザードを引き起こす確率は高まらざるを得ない。これが金融取引におけるモラルハザード現象である。

端的に言えば、審査活動は逆選択への対応であり、債権管理活動はモラルハザードへの対応である。ただし、個々の取引当事者が直接、これらの活動に従事するよりも、それらの活動を専門的に行う組織を設立し、その組織にそれらの活動を委託したほうが、技術的には効率的であると考えられる。その理由は次の通りである。審査・債権管理活動は、「情報コスト」という概念と密接な関連性をもつ。まず、このことをアローの所論に則して考察する。Arrow (1974) は、次のように情報コスト、すなわち情報チャネルの設置と運用のために必要な投入物の特徴を列挙した。(a)個人自身が稀少な投入物であるために、各個人にとって逡増的である。情報を獲得し使用する個人の能力はごく限られたものであるので、情報処理上の固定要素となる。したがって、他の情報関係の資源が増加するときには一種の収穫逡増の現象を予想できるであろう。(b)巨大な不可逆的資本としての要素を含む。これは電話回線などのコミュニケーションの物的な側面にとどまらず、人的な側面をも指す。いかなる個人もさまざまなシグナルを識別できるようになるには、時間や労力を十分に投資しなければならない。つまり、ほかの人々が膨大な数の使用可能な符号化様式のうちの一つを使用することが経済的であると考えている以上、いかなる個人にとっても、その符号化様式を習得するために初期投資を行うことが必要となる。(c)さまざまな方向において不均一である。所与の状況で個人は各種の能力とすでに蓄積された情報の、いわば束として機能する。このような能力と知識を考慮すれば、ある種の情報チャネルの開設は他のものに比べてコストがかからないということは明白であろう。

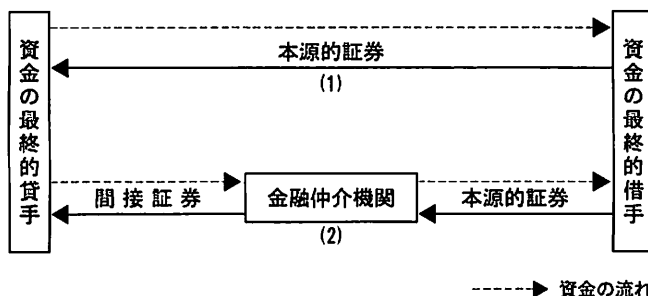
アローの所論は以上の通りであるが、それを要約し、かつ敷衍すると次のようになろう。(a)ゼロの水準から情報処理技術を習得しようとする個々人は、学習時間の経過とともに加速度的、相乗的に同技術に習熟していくと推察さ

れる。つまり、情報コストには特化の利益が作用するのである。しかも、このことから情報処理については規模に関して収穫逓増が働くと考えられる。つまり、情報コストには規模の経済性が作用するのである。(b)設備という観点からだけではなく人的資源という観点からも、情報処理は巨額の初期投資を必要とし、しかもそれは埋没費用 (sunk cost) となる。(c)いったん設置された情報チャンネルと機能・知識面で共通性が認められる方向に情報チャンネルを新設するならば、コストは節減されることになる。つまり、情報コストには範囲の経済性が作用するのである。さて、ここでポイントとなるのは、情報コストが(設備と人的資源の両面で巨額の初期投資を行った上で必要となる)固定費的な性格をもつことである。ここからさらに情報コストには規模の経済性、範囲の経済性、および特化の利益が作用することが導き出される。以下では、このような性格をもつ情報コストの概念と関連させて、なぜ審査・債権管理活動を専門機関に委託したほうが技術的には効率的であるのかについて考察する。

金融業は情報産業であるため、規模の経済性、範囲の経済性、および特化の利益が作用する。情報生産費用は、上の考察で明示したように、固定費的な性格のもので、貸出額に依存しないため、専門化は、小口の貸手による重複的情報生産のロスを除くことを通じて規模の経済性を実現することができる。また、充実したデータベースと審査・債権管理能力をもつ主体は、新たに情報を収集し、審査・債権管理能力を養わなければならない主体と異なり、過去に蓄積された情報と能力とを結びつけることによって遥かに低いコストで新しいチャンネルを開設することができ、かりに追加的情報が必要であってもごくわずかで済むと考えられる。したがって、金融業では範囲の経済性が実現する。さらに、情報の分析には一定の能力や経験が不可欠であるが、そのような能力や経験は、その活動に長年従事する(特化する)ことによってはじめて蓄積されるものである。こうしたことから、情報の生産には専門化の優位が見られる。以上が、審査・債権管理活動を専門機関に委託する理由である。

以上のように、情報コストは固定費的な性格をもつので専門機関に審査・債権管理活動を委託することは技術的には効率的なのであるが、専門機関、

図1 最終的貸手から最終的借手への資金の流れ



(1)は直接金融を表し、金融仲介機関が自らの機能を果たす間接金融は(2)において表される。

すなわち銀行側に立つと情報生産機能は銀行業の、いわばアイデンティティを形作る固定的生産要素と位置づけられる。Gurley=Shaw (1960)を基盤とする伝統的な金融仲介理論では、金融仲介機関の基本的機能は最終的借手から本源的証券(primary securities)を購入し、それを最終的貸手のポートフォリオに適した間接証券(indirect securities)に変換して販売することとされる(図1参照)。この過程は、本源的証券(原料)に可変的生産要素(労働)と固定的生産要素(資本)が投入されて間接証券(製品)が生産されることと捉え直すことができる。この中で銀行の情報生産機能は、経営組織に体化された固定的生産要素において単なる一構成要素にとどまらない根幹を成す要素と位置づけられ、経営資源と一体となって利潤を稼得する源泉となっている。つまり、個々の情報(データ)を知識(データベース)に作り変え、必要に応じて活用できるようにし、利潤を稼得する源泉とする役割を担っているのが銀行の情報生産機能なのである。

このように銀行の情報生産機能は固定的生産要素であるが、では固定性の源泉は具体的にはどこに求められるのであろうか。ここでも、アローが叙述した情報コスト概念と照らし合わせて、銀行の情報生産機能が「固定的」生産要素であることを論証しよう。銀行が情報生産活動を行うには、まず巨大なコストをかけてコンピューターなど機械面でのインフラを整備しなければならない。次に、銀行は人的資源面でも機械面以上の巨大なコストをかけてインフラを整備しなければならない。すなわち、銀行はまず、コード化され

た情報の処理について行員をコンピューターなど各種の情報処理装置に習熟させなければならない。同時に、コード化されていない・できない情報、つまり未知の状況や、予期していない・できない状況の変化などに対処するには、経験以外からは習熟することのできない高度の熟練、すなわち属人的熟練——現況を認識し、かつそれに基づいて近い将来の状況を類推し、対応する能力のことであり、ここでは経験を基に過去の状況と照らし合わせて共通性を見出し、応用する能力が不可欠となる——が必要であり、ゆえに行員に十分、審査・債権管理活動上の経験を積ませなければならない。そして、人的資源面でのインフラ整備こそが銀行の情報生産機能にとっては^{かなめ}要となるのである。このように、銀行が情報生産機能を発揮する際には、機械面、人的資源面で巨大かつ不可逆的なコスト、すなわち情報コストを不可欠とする。したがって、銀行の情報生産機能は固定的生産要素といえるのである。

さて、ひるがえって、銀行などの金融仲介機関は、小口の貸手に代わって審査・債権管理活動を遂行する組織として設立されたと解釈できる。つまり、金融仲介機関とは、金融取引の円滑化に必要な情報の収集・管理・分析を委託された存在なのである⁽¹³⁾。「新しい金融仲介理論」では、銀行の提供する金融サービスには資産サービス (asset services)、負債サービス (liability services)、および変換サービス (transformation services) から構成されるとする⁽¹⁴⁾。銀行の情報生産機能と密接に関連するのは第一の資産サービス、すなわち小口の貸手に代わって与信を行うサービスである。銀行の提供する資産サービスは銀行の資金提供機能と情報生産機能に基づいているが、資金提供は情報生産活動を基になされるので、資産サービスは実質的に、銀行による情報生産的な性格をもった審査・債権管理活動を内容とし、それは貸付に伴う取引費用を低下させるという便益をもたらすものと考えられる⁽¹⁵⁾。ここで取引費用一般については、コースが次のように適切な説明を行っている。すなわち、「市場取引を実行するためには、次のことが必要になる。つまり、交渉しようとする相手がだれであるかを見つけ出すこと、交渉したいこと、および、どのような条件で取引しようとしているのかを人々に伝えること、成約にいたるまでにさまざまな駆引きを行なうこと、契約を結ぶこと、契約の条項が守られているかを確かめるための点検を行うこと、等々の事柄が必

要となる」(Coase, 1988 [邦訳, 131ページ])と。

さて、Chant (1992)にしたがえば、審査活動による取引費用の低下は、探索費用と検証費用の削減として理解できる。探索費用とは投資機会を探す際に生じるコストのことをいい、検証費用とはいったん投資が認知された後での、結果としての投資の生産性を評価する際のコストのことをいう。債権管理活動による取引費用の低下は、監視費用と執行費用の削減として理解できる。監視費用とは資金が意図された目的に対して使用されているか、および補足的な投入の使用に関するいかなる委託も尊重されているか保証するために投資期間を通して負担されるコストのことをいう。執行費用とはいったん投資の結果が知られ、返済が義務になれば、借手に債務の返済を履行させるために不可欠となるコストのことをいう。銀行が存在しない場合、投資家は個別に審査・債権管理活動に伴う取引費用を負担しなければならない。

ところで、資産サービスの一環である審査活動には銀行だけが従事しているわけではなく、他の種類の金融機関の中にもそれに従事しているものがある。たとえば、投資信託委託会社に属するファンド・マネージャーや証券会社においてラップ口座⁽¹⁶⁾の資産運用を担当するファンド・マネージャーは顧客に代わって、投資しようとする際に証券の発行主体の信用度について情報を収集し分析する活動を行っている。池尾(1990)によれば、債権管理活動こそが、もっとも顕著な銀行固有の金融サービスであるという。債権管理の必要性は、企業にかかわる他の経済主体の利害関心が債権者のそれとは異なることに起因する。まず、債権者と株主との間における利害対立について考察する。両者の間では、経営者に採用を望む経営・投資政策の内容が異なる。すなわち、債権者は、債権の回収が可能なだけの収益が上げられるという制約の下で、できる限り安全な投資プロジェクトの採用を望ましいと考える。これに対して株主は、リスク負担増を相殺して余りある期待収益の増加が見込める場合には、そのような投資プロジェクトをより望ましいと判断するはずである。この種の利益相反の処理方法は、同じ負債による資金調達であっても、銀行貸出と債券発行ではかなり異なっている。企業が債券発行によって資金調達を行う場合には、債権管理の問題は、契約に種々の財務制限条項(restrictive financial covenant)⁽¹⁷⁾を織り込むことと比較的簡略なモニタリン

グの実施によって処理されることになる。これに対して、企業が銀行借入によって資金調達を行う場合には、債権管理の問題は銀行による包括的なモニタリング活動を通じて解決されることになり、財務制限などの付帯的な契約事項は比較的緩やかなものにする事ができる。このとき、契約の付帯条項として織り込まれている事柄は、その遵守いかんが簡単なモニターによって客観的に確認できるものに限られている。一般的にいて、契約に財務制限条項を設けるといった方法は柔軟性に欠けるという欠陥をもつが、銀行貸出は定型的な財務制限・その他の義務を伴う債券発行と比較して、より柔軟性に富んだものとなる。そのような柔軟性は、銀行による包括的なモニタリングの実施によってもたらされるものである。たとえば、経済環境の激変などから融資先企業が経営危機に陥った際にも、その企業のコアコンピタンスが損なわれていないことがモニターによって確認されるならば、銀行は金融支援（追加融資の実施、融資の返済猶予、利息の減免、債権放棄など）に応じることが多い。変動的な市場環境に置かれている企業にとって定型的な財務制限を課されることは経営上、かなりの不安定要因を抱えることを意味するため、そのような企業については銀行借入のほうが望ましいことが多い。

次に、債権者と経営者との間における利害対立について考察する。とくに株式会社において経営者の出資比率が低い（所有と経営の分離が進行している）場合、貸出市場では上述したモラルハザードが生じる可能性があり、経営者が企業に委ねられた資本の利用に必ず最善を尽くすという保証は存在しない⁽¹⁶⁾。このような条件の下では、銀行が経常的にモニタリングを行い、融資先企業が経営危機に見舞われた場合には直接、経営に介入し、経営者の解雇を含むかたちで再組織化を図るならば、清算型の法的整理に伴う社会的損失を回避した上でそれと同様のペナルティを経営者に課することができる。このとき、銀行は経営介入を通じて、経営者に対する誘因づけ効果を保持しながら、清算型の法的整理に伴うコストの縮減を可能にするという機能を果たしていることになる。

なお、上で銀行の情報生産機能は固定的生産要素であると述べたが、経営資源が継続的に十分な規模で投下され、情報生産機能に優れるという「評判」(reputation) を得ている銀行と金融取引を行っている企業はそれによって

「信用の補完」を得ていると考えられ、経営上、さまざまなかたちで便益を受けているはずである。しかも、直接金融を利用せずに間接金融だけに依存して資金調達を行っている企業にとってはこのような信用の補完を、経営上の機密性を維持したままで受けることが可能となり、非常に都合がよい。直接金融を利用するに際しては、企業は細部にわたって自社の経営活動と経営計画の情報公開を行わなければならない。このようにして公開された経営情報には、通常、競争相手を含む多くの経済主体がアクセス可能である。つまり、この企業はともすれば「敵に塩を送る」ことになり、競争上、不利益を被ることになりかねないのである。他方、間接金融の場合、このような経営情報は金融仲介機関にとどまる（法的にも、金融仲介機関は融資先企業の内部情報について守秘義務を負う）。また、間接金融だけを利用している企業は上述した信用の補完を、株式の公開ないし上場に伴う TOB の脅威を排除した上で受けていることになる。これらのメリットはとりわけ、独自技術に秀でたベンチャー・ビジネスにとって経営戦略上、重要となる。このように、とくに、独自技術に秀でたベンチャー・ビジネスは情報生産機能に優れるという「評判」を得ている銀行と取引することから大きな恩恵を受けられよう。

以上、本節では、「新しい金融仲介理論」を手掛かりに、それを敷衍・発展させるかたちで銀行の情報生産機能の本質について考察してきた。議論の要点は次の五点であろう。第一に、金融取引は不可避免的に情報の不完全性と契約の不完備性を伴うが、銀行は小口の貸手が個別に行うよりも遥かに効率的に（低いコストで）情報生産活動を行うことによってそれらを克服することができる組織であり、そこにこそ銀行の存在意義が見出せる。

第二に、銀行の情報生産機能は、経営組織に体化された固定的生産要素において単なる一構成要素にとどまらない根幹を成す要素と位置づけられ、経営資源と一体となって利潤を稼得する源泉となっている。このことは、経営資源が継続的に十分な規模で投下されなければ損なわれてしまい、容易に復元しないということをも示唆する。

第三に、もっとも顕著な銀行固有の金融サービスは債権管理活動であるが、銀行による包括的な同活動の実施によって、定型的な財務制限・その他の義

務を伴う債券発行と比較して、銀行貸出は財務制限などの付帯的な契約事項を比較的緩やかなものにするができる。つまり、債権管理活動のおかげで銀行貸出は柔軟性に富むという特徴をもつことができるのである。したがって、変動的な市場環境に置かれている企業にとって定型的な財務制限は経営上、かなりの負担となるため、そのような企業は債券発行ではなく銀行借入を選択したほうが有利であることが多い。

第四に、これも銀行による債権管理活動にかかわることであるが、経営危機に陥った融資先企業に銀行が直接、経営に介入し、経営者の解雇を含むかたちで再組織化を図るならば、清算型の法的整理に伴う社会的損失を回避した上でそれと同様のペナルティを経営者に課すことができる。このとき、銀行は経営介入を通じて、経営者に対する誘因づけ効果を保持しながら、清算型の法的整理に伴うコストの縮減を可能にするという機能を果たしていることになる。

第五に、情報生産機能に優れるという「評判」を得ている銀行と金融取引を行っている企業はそれによって「信用の補完」を得、経営上、さまざまなかたちで便益を受けているといつてよい。

4. 銀行の情報生産機能と融資先企業の再建支援

本章第2節では、シュンペーター経済学にしたがって経済発展と銀行の情報生産機能との関連について考察し、彼の議論は銀行の同機能についての原型を与えるものであることを確認した。第3節では、「新しい金融仲介理論」を敷衍・発展させるかたちで銀行の同機能の本質について考察し、いくつかの示唆が得られた。本節では、第2節と第3節の議論を踏まえて日本の金融システムを対象にしてより具体的見地から邦銀の情報生産活動について考察し、銀行の同機能の中で融資先企業の再建支援はどのように位置づけられるのかについて検討したい。

(1) メインバンク制と邦銀の情報生産活動

周知のように、日本の金融システムにおいて企業金融のもっとも顕著な特徴はメインバンク制である。日本の金融システムを対象にして銀行の情報生

産機能について考察するには、まずメインバンク制について考察しなければならない。

メインバンクとは、企業が複数の銀行と取引を行っている場合、もっとも取引関係が強く、他の取引銀行との関係においても主導的役割を果たす銀行のことをいう。その企業に対する情報生産活動も通常、メインバンクがほぼ一手に引き受ける。メインバンクは企業金融において次の五つの特徴を持っている。第一に、融資銀行団の中でもっとも高い融資シェアをもつことである。ただし、融資順位がもっとも高いとはいっても、融資シェアは通常20-30%にすぎない⁽¹⁹⁾。第二に、企業と長期的かつ総合的取引を行っていることである。メインバンクは通常、当該企業の預金業務（従業員の給与振込）、証券業務（社債発行の際の受託銀行業務）、外国為替業務など貸出業務にとどまらず他の金融業務をほぼ独占的に担い、総合的な取引関係を維持している。第三に、「合算5%ルール⁽²⁰⁾」の範囲内ではあるものの、企業の株式を保有し、主たる株主になっていることである。複数の銀行が株式を保有している場合、メインバンクは保有シェアがもっとも高い。第四に、メインバンクが企業に対して役員を派遣し、人材面でも結びついていることである。これは通常、メインバンクと当該企業との関係が親密であることを対外的に明示することに主眼があり、またその企業が経営困難に陥ったとき、新たに派遣される役員は融資先企業の支援強化、メインバンクの支援姿勢の明確化という目的をもつ。第五に、企業が経営困難に陥ったときに、金融支援ないし再組織化（私的整理や法的整理の適用など）において主導的役割を果たすことである。このような企業救済は情報生産活動の一環であるが、メインバンクが通常、同活動にかかるコストをほぼ一手に引き受けるのは、メインバンク固有のレントが存在するからである。それには一方で、流動性預金の増加による資金調達コストの低下が挙げられる。企業は通常、メインバンクに開設した当座預金口座を主たる決済口座として用い、また従業員の給与振込もメインバンクの普通預金口座に集中させている。他方で、証券業務や外国為替業務など貸出業務以外の金融業務をほぼ独占的に担うことによる手数料収入の増加が挙げられる。しかも、メインバンクが融資先企業の金融支援や再組織化を主導するという認識が経済界で共有されている以上、「名声」

(reputation) を獲得または維持するために、メインバンクは場合によっては短期的なコストを度外視してでも融資先企業の救済に尽力しなければならない。前節では、銀行が包括的なモニタリングを実施しているおかげで、銀行貸出は柔軟性に富むという特徴をもつことができると議論したが、この特徴はメインバンクによる融資先企業の救済という行動に如実に反映されている。そして、これらの特徴を満たすような銀行と企業の関係が一般にメインバンク制と呼ばれるものである。なお、付言すると、メインバンク制は銀行と企業の間における慣行であり、契約に裏づけられたものではない。

以上が日本の金融システムにおけるメインバンク制の概要であるが、以下ではメインバンク制を前提として邦銀が実際に、どのように情報生産活動を行っているのについて考察する。

ここで改めて銀行の情報生産機能を定義すれば、借手の新規投資プロジェクトの収益性や資産・財務状況などに関する情報を収集、管理、分析することとなる。銀行の情報生産機能は審査活動と債権管理活動から成り立っている。審査活動とは、銀行が投資機会を探索・選別することである。具体的にいえば、銀行が商業金融の場合には企業の経営内容を踏まえて資産・財務状況を事前に評価・選別することであり、産業金融の場合には事前に新規投資プロジェクトを評価・選別することである。本章第2節でも述べたように、銀行が企業と新たに取引を始める際、通常は運転資金の供給が先行し、銀行が経常取引を行う中でその企業について経営内容を十分に把握し、かつ取引を通じて「信頼⁽²¹⁾」が醸成されてから設備投資資金の供給を行う。審査に当たっては、まだ取引関係のない企業と、すでに取引関係にある企業の双方とも対象となる。前者で、しかも中小企業の場合には、審査活動はいっそう重要となる。山中(1997)によれば、銀行＝メインバンクによる企業の審査は、「個別企業内容の調査」と「業界調査」という二つの視点からなされるという。前者は、当該企業の財務内容、担保力、取扱商品の特徴、資金繰りなどの調査による企業力の把握を意味する。後者は、当該企業の属する業界の動向、成長性、構造に関する調査のことである。また、銀行＝メインバンクが企業を調査する場合に入手する情報の経路の点からすると、メインバンクでなければ入手不可能な情報と、メインバンクでなくとも一般に入手可能

図2 メインバンクの審査内容の構成

情報入手経路		審査の視点内容
顧客情報	個別企業内容の調査	1. 銀行取引の過程で入手されるもの ・当座預金入出金状況…振込先、手形の支払先などから企業の仕入・販売情報が入手可能に ・割引手形の内容（銘柄、持込状況など）…販売・営業状況が把握可能に 2. 貸出先より入手するもの ・設備投資計画書、売上高推移、返済資源の状況などに関する資料 ・実地調査…工場見学、店舗視察など
市場情報	調査	・バランスシート ・ディスクロージャー資料など
	業界調査	・公表された外部調査資料 ・関係団体・同業他社からのヒアリングなど



審査ノウハウ	財務分析力、担保評価力など…汎用性が高い
	情報の分析・解釈力…総合的なものであり、融資判断に直接影響する

出所：山中（1997），17ページ。なお，同書の15～17ページの叙述に基づいて若干加筆・修正した。

な情報とに大別される。前者は「顧客情報」、後者は「市場情報」と定義できる。顧客情報には、銀行取引の過程で自然に蓄積される情報と、能動的に行動して企業から入手する情報とがある。市場情報は、顧客情報と同様に個別企業の内容に関するものと、当該企業の業界調査に属するものとに分けられる。そして、このような視点、経路から入手される企業情報を総合的に分析、解釈するには、当然、高度の専門知識と熟練——審査ノウハウ——が要求されるのである。以上の叙述を詳細に図示したものが図2である。

また、概して、邦銀は現在、機能別組織で運営されている。一般に、審査部門は融資を担当する営業部門から依頼された案件について審査をする。ここで、審査部門は銀行全体のポートフォリオをも考慮しているわけではなく、業務管理部門がポートフォリオの管理を担当している。したがって、ポートフォリオの見地から、特定の業種に貸出が集中することになる場合には、融資案件に格別、問題がなくとも貸出が実施されないこともある。

債権管理活動とは、銀行が融資後に商業金融の場合には企業の資産・財務

状況を常時チェックすることであり、産業金融の場合には企業の新規投資プロジェクトにかかわる活動状況と、事後的な資産・財務状況を監視してデフォルトが起こらないかを常時、チェックすることである。また、ここには、企業救済、すなわち経済環境の激変などから融資先企業が経営危機に陥った際には、金融支援を実施したり、場合によっては直接、経営に介入し、経営者の解雇を含むかたちで再組織化を図ることも含まれる。

なお、メインバンクが情報生産活動を行うのに際して固有の情報源となるのは、取引の過程で自然に入手される当座預金入出金状況——ここから振込先、手形の支払先などから企業の仕入・販売状況を入手しうる——と割引手形の内容——銘柄、持込状況などから販売・営業情報を把握しうる——である。このような情報は決済機能をもつ銀行のみが入手でき、投資家、投資信託委託会社や証券会社に属するファンド・マネージャー、預金を取り扱うことのないノンバンクは情報コストないしエージェンシー・コストをどれほど支払っても入手できない。したがって、情報生産活動における銀行の相対的な優位性がここに認められるといえる。

さらに、銀行の情報生産機能について極めて重要な特質は、前節でも理論的見地から議論したように、それが経営組織に体化された固定的生産要素において単なる一構成要素にとどまらない根幹を成す要素と位置づけられ、経営資源と一体となって利潤を稼得する源泉となっていることである。そして、銀行の同機能がこのように固定費的な性格をもつことは、経営資源が継続的に十分な規模で投下されなければ損なわれてしまい、容易に復元しないというところをも示唆する。

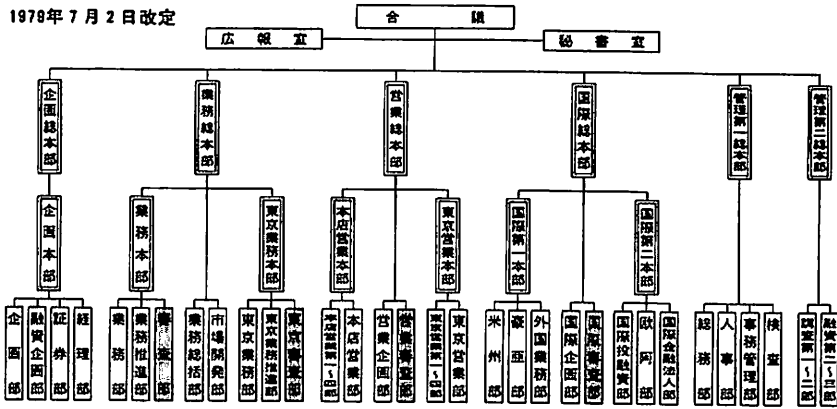
では、このことは銀行経営上、どのような意味をもつのであろうか。バブル経済期(1980年代後半から最近に至るまでの期間)の邦銀の行動を念頭に置いて、バブル現象(発生・膨張から崩壊までの一連の過程)を伴った激しい景気循環過程における銀行行動の変化を、銀行の情報生産機能と関連させて考察していこう。ブーム期に、銀行が時流に乗って過度に業容拡大、担保重視に傾き、銀行組織内で審査・業務管理部門の独立性が維持できなくなり、営業部門が突出してしまうことなどから杜撰な融資を行いがちになれば、バスト期に、不良債権問題に見舞われるばかりでなく、経営資源の投入不足か

ら情報生産機能のインフラが劣化し、同機能を十分に発揮できなくなる。こうなれば銀行は貸出業務と債権管理活動の遂行に支障をきたすことになる——優良な融資案件を探索・選別する審査ノウハウが欠如していれば、貸出業務は必然的に制限され、収益を低下させてしまうことになり、また債権管理活動が円滑に遂行できなければ、不良債権を増加させることになるであろう——。そして、収益低下と不良債権の増加は銀行のバランスシートの毀損をさらに拡大させるであろう。つまり、バスト期に、銀行の情報生産機能のインフラ劣化は、不良債権問題に起因するバランスシートの毀損をさらに拡大させる役割を演じ、信用収縮（credit crunch）に拍車をかける要因となるのである。

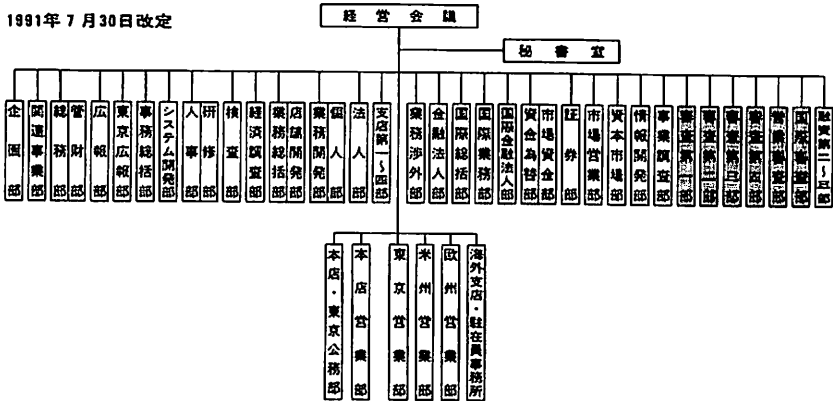
現実の動きと照らし合わせれば、1979年7月に積極的な経営戦略で知られる旧住友銀行が業容拡大と顧客の利便性の確保という観点から「事業本部制」を採用したのを皮切りに、1980年代に多くの邦銀がこれを取り入れた（なお、旧住友銀行は1991年4月に事業本部制を廃止して旧来の機能別組織に戻し、さらに同年7月には審査部を増強した。事業本部制と機能別組織とについて、それぞれ旧住友銀行の本店を例にとって図示したのが図3である）。島本（1991）によれば、通常、邦銀では、「企画・人事」「審査・業務管理」「営業」の三部門が独立性を維持することによってインターナル・チェック・システム（内部牽制機能）が働いているという。しかし、事業本部制が採用されたことで、上述したように審査・業務管理部門の独立性が失われ、営業部門が突出することとなり、これが杜撰な融資に結びついた。というのも、この組織の下では、事業本部の統括責任者が営業と審査を兼務することになるが、将来を過度に楽観視するブーム期には短期的利益を追求する傾向が強まり、営業を積極的に推進する半面、審査と債権管理は軽視されるようになるからである⁽²²⁾。

図3 事業本部制と機能別組織

1978年7月2日改定



1991年7月30日改定



注：旧住友銀行本店を例にとった。上が事業本部制，下が機能別組織。一部組織は省略。出所：週刊エコノミスト編集部（1991），27ページ。

以上のように、邦銀はバブル経済期に固定的生産要素の根幹と位置づけられる情報生産機能に対して十分な経営資源の投下を行わなかった。日本金融史において邦銀が情報生産機能を十分に発揮してきたか否かについては、たとえば斎藤（1998）が触れているように、議論が分かれるところである。とはいえ、周知のように、日本の金融システムにおいて不良債権問題がバブル経済崩壊後10年以上を経過してもいまだ克服されていない現状にかんがみると、邦銀は全般的に情報生産機能、とりわけ債権管理については少なくともバブル経済期に著しく損なわれた機能を十分に復元させていないと考えられる。

(2) 邦銀の情報生産活動と融資先企業の再建支援

では次に、邦銀の情報生産活動において融資先企業の再建支援はどのように位置づけられるのかについて検討する。

邦銀による融資先企業の再建支援は次のような内容をもつ。それは、銀行が再建支援の専門部署を設置し、主として要注意先（要管理先を含む）債権に属する企業群の中から再建が可能な企業を探索・選別し、そのような企業については積極的に金融・経営支援を行って経営の建て直しをバックアップするというものである。金融支援は上述のように追加融資の実施、融資の返済猶予、利息の減免、債権放棄などを内容とする。経営支援の内容は次の通りである。まず、銀行は技術力、ブランド、商圏、人材などに加えて、経営者の再建に対する意欲・姿勢をも考慮して、その企業が再建可能か否かを判断する。次に、こうして再建支援の対象になった企業に対して、銀行は高度な専門知識と豊富な経験を備えた行員を派遣し、経営上の問題点を整理した上で計画に則って経営資源の再配分や余剰資産の転用・売却を図るとともに、M&A（企業の合併・買収）や企業間提携、産学連携の斡旋・仲介、新しい市場や販路の開拓に関する情報の提供や助言・提案などを行い、コスト削減、有利子負債の圧縮、および収益力の改善を強力に後押しすることになる。経営支援の内容は以上の通りであるが、それは金融支援の有効性を確保するという役割をも担っている。なお、債権放棄を実施することなく、経営支援のみで再建が達成された場合、銀行のバランスシートはまったく傷つかない（このケースはとくに、中堅・中小企業において多く見受けられる）。そして、企業が再建を果たせば、銀行はその企業の債務者区分を要注意先から正常先に引き上げることになる。それに伴って、銀行は貸倒引当金を削減し、財務内容を改善することができる。

そして、このような邦銀による融資先企業の再建支援は、企業救済、すなわち経営危機に陥った融資先企業に対する金融支援や再組織化に、さらに情報提供機能、オルガナイザー機能、およびコンサルティング機能の要素をも加えた業務であるといえる。ここで、情報提供機能とは、企業の要請に応じて経済動向や財務、税務、法務などに関する情報を提供する機能のことである。オルガナイザー機能とは、企業が新規投資プロジェクトを立案、組成、

実施するのに際して総合的に支援したり、M&Aや企業間提携、産学連携を斡旋・仲介したりして、企業の事業展開をバックアップする機能のことである。コンサルティング機能とは、銀行が高度な専門知識と豊富な経験を活かして企業経営全般について助言・指導を行う機能のことである。これらの機能は、一方で銀行が数多くの、しかも多様な業種の企業と取引を行っていることと、営業活動地域内における支店網に基礎を置く幅広い情報ネットワークをもっていることで、他方で銀行がこのような企業のニーズに対応しうる高度な専門知識と豊富な経験を備えた人材を多く抱えることで十全に発揮できるものである。もちろん、地域金融機関は地域経済の特性・動向に関する情報と知識、および地域経済内の情報ネットワークの点で比較優位に立ち、大手銀行は国際経済やマクロ経済に関する情報と知識、およびグローバルな情報ネットワークの点で比較優位に立つ。ひるがえって、これまでの議論と照らし合わせると、融資先企業の再建支援は情報提供機能、オルガナイザー機能、およびコンサルティング機能の要素を含む点で、銀行の債権管理活動における企業救済の側面と若干異なるといえる。しかし、銀行の債権管理活動における企業救済と融資先企業の再建支援は同様の趣旨に基づくものであり、後者を債権管理活動の一環であるとみなして差し支えなからう。

ところで、邦銀はこれまで債権管理活動を、基本的に債権者としての立場に基づいて実施してきた。つまり、邦銀の同活動は従来、貸出債権の管理を主体としたものであったのである。上述のように、メインバンクが企業の株式を保有し、主たる株主となっているといっても、これは通常、役員派遣と同様にメインバンクと当該企業との関係が親密であることを対外的に明示することと、安定株主として経営者が裁量度の高い経営を行うのに寄与することに主眼があった。前節で述べたように、債権者は、債権の回収をもっとも重視し、それに見合った安全な投資プロジェクトの採用を望ましいと考える。これに対して株主＝投資家は、期待収益の最大化に主眼を置いて、リスクの高い投資プロジェクトをも許容する。邦銀はこのようなトレードオフを、前者としての立場に基づいて行動することで表面化させてこなかった。言い換えると、邦銀はこれまで投資家としての立場から企業をチェックすることはなかった。

メインバンク関係にある企業が経営危機に陥った際にも、邦銀はこれまで投資家としての立場ではなく債権者としての立場に基づいて再建支援業務に取り組んできた。日向野教授は「実物面の成長は続いて資金繰りに無理が生じてくれば、銀行家は成長を無条件には歓迎せず、新規貸出を渋ったり経営に干渉し始めて企業家との間に軋轢を生じる」（日向野、1986、50ページ）ことや、「銀行が企業の経営再建に乗り出し、一連の抜本的改革が行なわれ、あとに残ったのは金融的にはきわめて健全であるが実物面ではかつての業容の面影もないこぢんまりとした新企業体であった、といった例は枚挙に暇がない」（同書、50-51ページ）ことを指摘している。つまり、邦銀による再建支援業務はこれまで短期的視点から債権の回収を最優先して過度に財務の健全化を追求し、長期的視点から企業の技術力や競争力を維持・発展させることにさほど配慮しないものであったといえる。このことは、言い換えると、邦銀は最近まで情報提供機能、オルガナイザー機能、およびコンサルティング機能の要素を含んだ本来の再建支援業務を手掛けていなかったことを意味する。銀行の情報生産機能が固定的生産要素の根幹であることにかんがみれば、邦銀は再建支援業務の基盤を確固たるものにするには、今後、経営資源を継続的に十分な規模で投下しなければならない。同時に、株式の持ち合いは全般的に縮小しているものの、当該企業の株式を保有し、主たる株主となっている場合や、金融支援の一環である「デット・エクイティ・スワップ」（債務の株式化）⁽²³⁾を実施した場合は、株主＝投資家としての立場にも立脚し、リスクを一定程度許容して再建支援に臨むことも要請される。

邦銀が本来の再建支援業務に取り組み始めてまもない現在は、その基盤を確立するまでのいわば過渡期と位置づけられる。しかも、個々の邦銀において同業務に従事させられる行員の数にも限りがある。しかしながら、このような状況の下でも、再建支援を必要とする企業数は少なくない。したがって、邦銀はこのような企業群について自行の経営戦略上の見地や当該企業の特徴を十分に考慮して、一定数の企業の債権を、事業再生を手掛ける他の主体（企業再生ファンド、整理回収機構、産業再生機構など）に売却し、その再建を委託するという判断も重要となろう。

以上から分かるように、融資先企業の再建支援は銀行業の本質である情報生産機能において債権管理活動の一環として位置づけられ、本来、銀行が中核に据えなければならない業務なのである。また、冒頭で議論したように、これは間接償却や最終処理と異なって副作用の少ない不良債権処理の方法でもあり、不良債権問題がまだ克服されていない現状では、銀行にとって極めてプライオリティが高い業務であるといえる。

脚注

- (1) ここで、企業再生と事業再生の相違について述べておこう。企業再生とは企業全体としての再建のことであり、事業再生とは企業の中の不採算部分から採算性・将来性のある特定事業部門を分離し、その事業の存続を図ることを意味する。企業を事業部門の集合体として捉えれば、事業再生は企業再生を包摂する概念であると考えられる。したがって、本稿では事業再生に企業再生は含まれると考え、事業再生という用語を統一して用いることにする。
- (2) デット・オーバーハングとは、たとえば債務超過に陥った企業が正の純収益を十分に期待できる投資案件をもっていた場合、将来時にその投資が成果を収めて正の純収益を実現させたとしても、その収益に対する請求権のプライオリティは法律上、既存の債権者のほうが高いため、新規資金の提供者にとっては採算が合わず、結局、その企業は融資を受けられず、その投資案件が実行に移されなくなってしまう現象のことをいう。なお、デット・オーバーハングについては第Ⅲ章でさらに詳しく考察する。
- (3) 各銀行は年に2回、それぞれの貸出債権について回収できるかどうかを査定し、融資先企業を健全度に応じて区分している。これが「自己査定」と呼ばれる仕組みで、銀行が自発的に実施するのが原則である。ただし、金融庁や各財務局が検査の際に指針とする「金融検査マニュアル」にも一定の基準が示されている。各銀行はマニュアルの基準を逸脱しないように行内規則を定め、査定している。各銀行は融資先企業を財務内容や返済状況に応じて区分し、このような債務者区分にしたがって融資が回収不能になる場合に備える貸倒引当金を積む(下表)。要管理先以下の債務者に対する貸出債権が一般に不良債権とみなされる。
- (4) バルクセールとは、銀行が抱える複数の不良債権を一括して第三者に売却することをいう。売却する貸出債権は、大半が貸倒引当金を計上して帳簿上の処理を済ませたものである。
- (5) 債権放棄とは、過剰債務を抱え、経営難に陥った融資先企業に対して、銀行が融資の一部の返済を免除することを指すが、この措置が実施されれば、当該企業の財務内容が改善するため、銀行は一般にその企業の債務者区分を引き上げるこ

銀行の自己査定——債務者区分と引当率——

債務者区分	債務者の状況	引当率
正常先	業況が良好で財務内容にも問題がない	債権額の1%未満
要注意先	業況が低調・不安定で、財務内容にも問題がある	債権額の3-5%程度
要管理先	元本・利息の支払いが3ヵ月以上延滞したり、金利減免や元本の返済を銀行が一時猶予したりして貸出条件を緩和している	(債権額-担保評価額)×15-30%程度
破綻懸念先	破綻はしていないが経営難に陥っている	(債権額-担保評価額)×70%程度
実質破綻先	法的・形式的には破綻していないものの、深刻な経営難に陥っていて再建の見通しもない	(債権額-担保評価額)×100%
破綻先	法的整理を申請したり、銀行取引停止処分を受けたりして法的・形式的に破綻	

となる。たとえば、要管理先から正常先に引き上げれば、その企業に対する貸出債権は不良債権とはみなされなくなる。なお、債権放棄については第三章でさらに詳しく考察する。

- (6) 市場による選別は格付けの低下、株価の下落、預金の流出、および短期金融市場での資金調達難から構成される。
- (7) 合成の誤謬とは、個々の経済主体にとっては合理的な行動であったとしても、あらゆる経済主体が同様の行動をとれば、国民経済的には悪い結果をもたらされ、そのことが個々の経済主体が置かれている状況をさらに悪化させてしまうことをいう。簡潔に言えば、ミクロとマクロとの不整合である。
- (8) シュンペーターは『経済発展の理論』(1926年)において革新*の概念を次のように列挙した。すなわち、①新製品の開発、②新しい生産方法の導入、③新しい販路の開拓、④原料・半製品の新しい供給源の獲得、⑤旧組織の破壊と新組織の形成である。

※ただし、厳密に言えば、彼は同書では「新結合の遂行」という用語を使っている。彼は『景気循環論』(1939年)において、新結合の遂行よりもインパクトの強い革新という用語を使っている。本稿もそれにしたがう。

- (9) Schumpeter (1939) によれば、銀行が独立の因子でなければならないということは、第一に銀行が企業——その計画を認可または拒否する——から独立でなければならないということ、すなわち銀行とその職員は貸付契約に含まれているところ以上に企業の利得に利害関係をもってはならないということ、第二に銀行は政治からも独立でなければならない、すなわち銀行にとっては政治や世論に追従しない姿勢を保たなければならないことを意味しているという。
- (10) シュンペーターのこのような考えは、彼の大恐慌に関する叙述からも読み取ることができる。彼は「20年代の10年間」(1946年)の中で、アメリカで大恐慌が

——景気循環機構から乖離して不必要に——大規模化した基本的要因は次の三つに集約されるとした(いずれも国内要因である。この当時のアメリカの場合、外国貿易や海外投資といった追加的攪乱要因はさほど考慮する必要がない、とシュンペーターはみなした)。第一に、1927年から29年にかけて行われた無謀ともいえる大規模な投機である。これには、銀行も積極的にかかわったことが認められる。このような投機がバブル経済の形成に寄与し、遅かれ早かれ、のちに必然的に発生するバブル崩壊の衝撃を大きくした。とりわけ、家計部門は capital gain が奪われ、消費者需要は著しく低迷することとなった。第二に、アメリカの銀行一般が小規模で経営基盤が脆弱なことである。イギリスとは異なり、アメリカの銀行一般はこのように発達が遅れていたため、経済上のショックに弱く、産業に対する金融支援も十分に行うことができなかった。このような事情から、大恐慌期に、三度にわたって金融危機(1930年11-12月、32年6月、33年3月にかけての銀行閉鎖の多発)が起こり、かつ産業の停滞を拡大させた。国民や経済界の期待形成もまた著しく悲観に傾くことになった。第三に、全国的規模での各経済主体の過剰債務である。大恐慌の発生に伴うバブル経済の崩壊によってこの問題が顕在化した。この原因はもちろん、「無謀な借り入れと貸し出し」にある。しかも、デフレの進行に伴う実質債務残高の増加によって都市、地方を問わず、各経済主体は過剰債務をさらに膨らませることになった。とりわけ、一般大衆はこのことから住まい(農村ではさらに農場)が抵当に入ってしまう、不安心理に苛まれることになった。

さて、ここで注目すべきことは、以上の三つの要因がいずれも銀行経営や銀行の融資姿勢と不可分なことである。そして、シュンペーターはこれら三つの要因の中でも、もっとも重要な要因は第二の要因であるとした。すなわち、銀行一般の経営基盤の脆弱性に由来する三度の金融危機は「大衆の士気をくじき、企業組織のあらゆる分野を通して停滞を広げ、退却を敗走へと転じた…。そしてこうしたことが、量的に言うならば、ないにこしたことはない一般的な災難や失業に対する、また世界が終末に達したという感情の流行に対するもっとも重要な理由である」(Schumpeter, 1946〔邦訳、88-89ページ])と。

以上のように、シュンペーターは、大恐慌が景気循環機構から乖離して不必要に大規模化したもっとも重要な要因は、アメリカの銀行一般が未成熟であった——これはすなわち経営基盤が脆弱であったことを意味するが、この中では間違いない、銀行のアイデンティティである情報生産機能を不十分にしか備えていなかったことがもっとも大きな比重を占めている——ことであるとみなしたのである。つまり、シュンペーターは銀行の情報生産機能が不十分であったことがもっとも衝撃的なかたちで顕在化したからこそ、それまで輝かしい経済発展を続けてきたアメリカが大恐慌期に破滅的状况を迎えることになったとしたのである。

(II) 契約の不完備性とは、契約時点において将来時に発生しうるあらゆる事象に関

する対処法や責任関係を詳細かつ明確に記した契約書を作成することは、事実上、不可能であることをいう。このことの論拠は不確実性（将来の不透明性）と人間の限定合理性に求められる。契約の不完備性については、たとえば Milgrom=Roberts (1992) が基本的認識を得る上で有益であろう。

- ⑫ 商業銀行の本質を巡る議論の系譜としては、たとえば館 (1990) を参照されたい。また、「新しい金融仲介理論」の概要については、たとえば Chant (1992) を参照されたい。さらに、「金融契約論」の立場からも銀行の存在理由について研究が活発に行われている。「新しい金融仲介理論」の立場からは情報の不完全性が重視されるのに対し、「金融契約論」の立場からは契約の不完備性が重視される。サーベイ論文として、たとえば丸茂 (2003) を参照されたい。
- ⑬ しかし、一般に第三者にある種の活動を委託した場合、その第三者が委託に誠実に応じた行動をとるとは限らない。その第三者は、自らの利害だけを優先した行動をとるかもしれない。このことから、金融仲介機関が委託された役割を適切に果たすようになるための条件や、それを保証する仕組みの解明が、このテーマにおける重要課題となっている。この点については、本稿の主題からかけ離れるので議論の対象としない。
- ⑭ これらのサービスの詳細については、たとえば池尾 (1990) を参照されたい。
- ⑮ なお、付言すると、これまで銀行の資産サービスに伴う資金提供機能と情報生産機能は密接不可分であると考えられてきたが、近年の資産流動化（セキュリティイゼーション）の進展は両者の分業化を促している。しかし、セキュリティイゼーションが行われた後でも、銀行は情報生産活動に従事するので、それが銀行の本質的機能であることに変わりはない。詳細はたとえば、池尾 (1996) を参照されたい。
- ⑯ ラップ口座とは、証券会社に口座を開いて資金を預け、運用を任せる資産管理型の金融サービスのことをいう。証券会社は自ら投資顧問業務を扱うか、外部の投資顧問会社に委託する。多くのサービスを包括しているので「ラップ」（含む）の名がある。アメリカで1970年代に生まれ80年代後半から急成長し、2002年時点の総資産額は約90兆円にまで達している。年間手数料は資産残高の2-3%程度が一般的である（『日本経済新聞』2003年1月28日付記事）。
- ⑰ 直接金融と間接金融の双方にかかわる財務制限条項について、深尾編 (1998) と高木 (2003) にしたがって見ていこう。日本において直接金融にかかわる財務制限条項は、企業が無担保社債を発行する際に、社債権者保護の観点から、起債企業に対して、起債時に比べて財務内容が悪化することの防止を義務づけ、かりにこれに違反した場合には期限の利益を喪失させ、繰上償還させることで債権の回収を図るものである。財務制限条項の義務づけは、1973年に条件付きながら無担保転換社債の発行が認められたときに導入され、(1)担保提供制限、(2)配当制限等に関する規定が定められていたが、自己責任原則の徹底とマーケット・メカニ

ズムを基本とした社債市場の運営を図るべきとの考え方から96年1月に適債基準とともに撤廃され、当事者間で自由に定めうる「財務上の特約」と名称変更された。

間接金融にかかわる財務制限条項は次の内容をもつ。まず、アメリカにおけるそれを見よう。アメリカの銀行やノンバンクが使っている融資契約書には、「アセット・バックト・ローン」(assets backed loan)と呼ばれる担保重視の融資を除いて、財務制限条項が含まれていることが少なくない。格付けがBBB以下の企業に対する融資契約書には通常、このような条項が含まれているが、格付けがA以上の信用がある優良企業に対する融資契約書には、力関係からこの条項が含まれていないことも多い。財務制限条項には債務者のさまざまな義務が定められている。債権者に対して定期的に財務諸表などを提出して情報を提供する報告義務や、健全な財務比率を維持する義務などである。債権者は、これらの条項に基づいて定期的に債務者企業の収益性をモニタリングし、財務内容や収益性に問題が生じたときは、将来、他の者から貸手責任(lender's liability)を問われる恐れがない範囲内で、根本的な業務改善策をとるように勧告するが、それでも改善されない場合には期限の利益を喪失させ、繰上返済させることで、債権の回収を図ることになる。

日本の場合、銀行取引約定書に簡単な文言で、債務者の財務内容をチェックするのに必要な条項が記されているにすぎない。ただし、最近では、邦銀でもこれらの条項を活用して、あるいはプロジェクト・ファイナンス契約などを参考に、より詳しい財務制限条項を設けて、融資先企業の収益性や健全性のモニタリングが行われるようになってきている。

以上のように、財務制限条項の実際の内容は直接金融と間接金融の双方において本文の内容を裏づけるものとなっている

なお、間接金融の場合、財務制限条項を取り結ぶことは、株主が債権者の利益を犠牲にすることによって自己の利益を増加させる余地そのものを封じることによって、債権者の利益の保全を図ることを意図したものであると考えられる(池尾, 1990)。

- (18) 所有と経営が分離している状況の下でも経営者が約定通りに資本を用いることを保証するメカニズムとしては主に、株主総会によるチェック、株主代表訴訟、およびTOB^{*}の脅威が挙げられる。これらの中でもっとも有効に機能しているのは、株主代表訴訟^{**}であろう。この制度の下では、企業を倒産させたり、経営上の過誤によって企業に多大の損失をもたらしたりした場合、経営者は多大の損失を個人的にも被らなくてはならない。このようなペナルティの存在は、経営者に誠実な経営を行うことを強いる大きなインセンティブになっている。

※TOBとは、takeover bidの略で、株式公開買付制度のことを指す。主に経営権を支配するため、株式の買取希望者が、買付期間、株数、価格を事前に公表して市場を通さずに不特定多数の株主から買い取る方式である。市場を通じた大量

購入は株価上昇で取得資金が膨らむが、TOB では一定価格で一度に購入できる（日本経済新聞社編，2002）。

※株主代表訴訟とは、取締役会が法令や定款に違反し、会社に損害を与えた場合、株主が会社に代わって取締役に賠償を求める制度のことを指す。不適切な経営判断による損害も対象になる。取締役が敗訴すれば、「自腹」で会社に賠償金を支払う。1993年10月施行の改正商法で訴訟手数料が一律8200円になり、訴訟が起しやすくなった。2002年5月施行の改正商法で、株主代表訴訟での賠償責任は軽減されるようになった。犯罪行為に関与した場合を除き、賠償責任を代表取締役で報酬の6年分、社内取締役で4年分、社外取締役で2年分までとする。事前に株主総会で決議し、取締役会に軽減する権限を委譲する必要がある（日本経済新聞社編，2002）。

- (9) 外部資金調達額が大きい大企業の場合、一行だけでそれに応じることは通常困難である。たとえ、それに応えられる資金量を有する銀行があったとしても、特定の先に融資を集中させることは分散投資の見地からすると得策ではない。また、実際にも大口信用供与規制が存在し、普通銀行は自己資本^{*}の25%（協同組織金融機関については20%）に相当する額以上を一企業に融資することは禁止されている。したがって、メインバンクとはいっても、融資シェアは通常20-30%にとどまる。

※ここでいう自己資本は自己資本比率規制で規定されるところの自己資本を指す。

- (10) 銀行法第16条の3は、親子形態の銀行グループに対するいわゆる合算5%ルールを規定している。合算5%ルールとは、一般事業会社の株式について、銀行またはその子会社は、その保有株式を合算して、当該一般事業会社の発行済み株式総数の5%を超えて保有することを禁止する規制のことをいう。これは、銀行グループによる一般事業会社の株式の取得・所有については、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避することを目的としている。また、銀行法第52条の8は銀行持ち株会社に対するいわゆる合算15%ルールを規定している。合算15%ルールとは、銀行持ち株会社が子会社とすることができない国内の一般事業会社の株式について、銀行持ち株会社はその保有株式を合算して、当該一般事業会社の発行済み株式総数の15%を超えて保有することを禁止する規制のことをいう。

なお、独占禁止法（第11条）でも、金融業を営む会社についていわゆる5%ルールを課し、一般事業会社の発行済み株式数の一定比率を超える株式保有を原則禁止している。これによると、銀行と証券会社は5%、保険会社は10%が保有制限ラインとなる。ただし、独占禁止法上の5%ルールは、銀行による事業支配力の過度の集中を未然に防止し、公正かつ自由な競争を促進することが目的となっていて、また単体の株式保有を規制しているなどの点において銀行法上の5%ル

ルと異なる(木下編, 1999)。

- ②1 アローは「信頼は社会システムの重要な潤滑剤である」(Arrow, 1974, p. 23 [邦訳, 16ページ])とその重要性を簡潔かつ的確に表現した。これは信頼が情報の不完全性や契約の不完備性を軽減する要因の一つであることを示していると解釈できよう。そして彼は、信頼は市場(スポット取引)では購入できず、長期継続取引によって醸成が促されるとも述べた。このように信頼は金融システムにおいても極めて重要な役割を果たすといえるが、それを構築するには一定の取引期間が必要なのである。
- ②2 藤原(1998)は、事業本部制の導入が不良債権を発生させたメカニズムとして次の5つを指摘している。
- ①各事業部に審査部が分散化かつ下位組織化された結果、審査経験の浅い者が審査を担当することになり、銀行全体の審査能力が低下した。
 - ②事業部制の審査部と営業部が同一主体化する一方、業績評価体系が短期収益重視にシフトしたため、短期的には利ざやの大きい不動産向け貸出が増加した。
 - ③結果的に事業部長に営業重視型の人間が昇進し、営業優先・主導型で貸出が実行された。
 - ④貸出の増大とそれに伴う接待などの私的便益は比例関係にあり、後者を重視したかたちの貸出が行われた。
 - ⑤事業部間の競争意識から不良債権の発生後も、それを覆い隠す動機が強まり、人事異動も事業部内で硬直化したことから不良債権の表面化が遅れた。
- ②3 デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)とは、銀行からの借入金など債務の一部を株式に切り替えて企業を再建する手法のことである。過剰債務に苦しむ企業の負債を圧縮すると同時に株主資本を増やす効果がある。株式を受け取る銀行も再建が軌道に乗ればcapital gainを期待できる。なお、デット・エクイティ・スワップについては第Ⅲ章でさらに詳しく考察する。

参考文献

- (1) Arrow, Kenneth J.(1974), *The Limits of Organization*, Norton [村上泰亮訳『組織の限界』岩波書店, 1976年]。
- (2) Chant, John (1992), "The New Theory of Financial Intermediation", Kevin Dowd and Mervyn K.Lewis ed., *Current Issues in Financial and Monetary Economics*, Macmillan.
- (3) Coase, R.H.(1988), *The Firm, The Market, and The Law*, University of Chicago [宮沢健一, 後藤見, 藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社, 1992年]。
- (4) 藤原賢哉(1998)「不良債権問題のマイクロ分析」『日本経済新聞』<やさしい経済学>全7回, 12月15日~23日連載。
- (5) 深尾光洋編(1998)『金融用語辞典』日本経済新聞社。

- (6) Gurley, John G.=Edward S. Shaw (1960), *Money in a Theory of Finance*, The Brookings Institution [桜井欣一郎訳『貨幣と金融』改訳版, 至誠堂, 1967年].
- (7) 日向野幹也 (1986)『金融機関の審査能力』東京大学出版会。
- (8) 堀内昭義 (2003)「融資取引関係と銀行危機—そのメカニズムの分析—」『金融』7月号, 全国銀行協会。
- (9) 池尾和人 (1990)『銀行リスクと規制の経済学』東洋経済新報社。
- (10) 池尾和人 (1992)「新しい金融理論と制度のあり方」『ESP』5月号, (社)経済企画協会。
- (11) 池尾和人 (1996)『現代の金融入門』ちくま新書。
- (12) 岩田規久男 (1999)『金融入門』岩波新書。
- (13) Keynes, John Maynard (1936), *The General Theory of Employment, Interest and Money*, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.VI, Macmillan [塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』(ケインズ全集 第7巻) 東洋経済新報社, 1983年].
- (14) 金融庁ホームページ; <http://www.fsa.go.jp/>
- (15) 木下信行編 (1999)『[解説] 改正銀行法』日本経済新聞社。
- (16) 丸茂俊彦 (2003)「金融契約論から見た銀行の経済機能」『彦根論叢』(滋賀大学) 第342号。
- (17) Milgrom, Paul=John Roberts (1992), *Economics, Organization & Management*, Prentice Hall [奥野正寛ほか訳『組織の経済学』NTT出版, 1997年].
- (18) 宮沢健一 (1988)『制度と情報の経済学』有斐閣。
- (19) 永石一郎 (2003)「事業再生における法的倒産手続の活用とプライベート・エクイティ・ファンド」『一橋論叢』(一橋大学) 第130巻第1号, 日本評論社。
- (20) 日本経済新聞社編 (2002)『経済新語辞典 2003年版』日本経済新聞社。
- (21) 『日本経済新聞』関連記事。
- (22) 斎藤誠 (2003)「事業再生と金融」『日本経済新聞』<やさしい経済学>全7回, 3月18日~26日連載。
- (23) 斎藤達弘 (1998)「メインバンクに審査能力はあったのか?」『大阪大学経済学』第47巻第2-3-4号。
- (24) Schumpeter, Joseph A.(1926), *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, 2.Aufl., Dunker & Humblot [塩野谷祐一, 中山伊知郎, 東知精一訳『経済発展の理論』岩波書店, 1980年].
- (25) Schumpeter, Joseph A.(1939), *Business Cycles*, McGraw-Hill [吉田昇三監修, 金融経済研究所訳『景気循環論』全V巻, 有斐閣, 1958-64年].
- (26) Schumpeter, Joseph A.(1946), "The Decade of the Twenties", *American Economic Review*, Vol.36, May [金指基編訳「20年代の10年間」『景気循環分析への歴史的接近』八潮社, 1991年].

- 27) Schumpeter, Joseph A.(1949),“Economic Theory and the Entrepreneurial History”,
Change and Entrepreneur, Research Center in Entrepreneurial History, Harvard
University Press (金原実訳「経済理論と企業者史」『金融経済』(金融経済研究所)
第100号, 1966年).
- 28) 拙稿 (2001)「シュンペーター経済学と銀行家」『金沢大学経済学部論集』第21
巻第1号。
- 29) 拙稿 (2003)「地域金融機関と企業再建」『地域経済ニューズレター』(金沢大学)
No.62。
- 30) 島本禮一 (1991)「銀行不祥事を生んだ三つの背景」『週刊エコノミスト』10月
1日号, 毎日新聞社。
- 31) 週刊エコノミスト編集部 (1991)「資料 都市銀行本店組織の変遷」『週刊エコノ
ミスト』10月1日号, 毎日新聞社。
- 32) 館 龍一郎 (1990)「情報と金融」『日本学士院紀要』第44巻第3号。
- 33) 高木新二郎 (2003)『企業再生の基礎知識』岩波アクティブ文庫。
- 34) 高橋勉, 水上守 (2003)「中小企業『再生』の現場」『週刊エコノミスト』2月11
日号, 毎日新聞社。
- 35) 藪下史郎 (1995)『金融システムと情報の理論』東京大学出版会。
- 36) 山中宏 (1997)『メインバンクの審査機能』税務経理協会。
- 37) 山中宏 (2002)『メインバンク制の変容』税務経理協会。